

② 【業務紹介】海上保安庁による防災・災害対応調査

森下泰成
沿岸調査課

地震、津波、火山活動などによる自然災害が多発する日本において、水路測量機関が果たすべき役割は大きい。海上保安庁海洋情報部は、その前身組織の海軍水路部時代より、海図作成に必要なデータを収集するための測深・測地などの高度な海洋調査能力を生かして防災・災害対応の調査を実施してきた。

自然災害の発生によって海上交通に支障を生じるような場合には、船艇を緊急に派遣して水路測量を優先的に実施して港湾や航路上の海底障害物の存在を明らかにし、関係機関と連携して海上交通の安全を確保する。

また、発生した自然現象に応じて、その現象を科学的に理解し、将来の予測や防災対策の検討に資する基礎情報を得るための調査を行う。海溝型地震であれば、精密な測地が可能で海底地殻変動観測を実施して、地震に伴う海底における地殻変動量を明らかにする。海域の直下型地震であれば、海底地形調査を行って地震発生に関与した断層の把握に必要な情報を得る。津波発生の場合には、推定される波源域の海底地形調査を行うこともある。海域火山の噴火にあつては、噴火の情報を直ちに航海者に航行警報等で注意喚起を行うとともに、航空機や船艇により安全を保ちつつ噴火状況の監視を行う。

将来の自然災害に備える観点からは、平時における調査による情報収集が重要である。通常、海上保安庁が航海安全や海洋権益確保のために取得している海底地形データは、将来的なイベント発生時に生じた地形変動を把握するための基礎データとなる。海溝型地震については、海底地殻変動観測による想定震源域における平時のプレート境界の固着状況の把握が不可欠である。また、海域火山については、平時の上空からの監視のほか、海底地形調査により噴火が発生しうる海底の火口等の把握が不可欠である。

これら調査で取得した情報は随時、気象庁などの関係省庁に共有を行うほか、地震、火山に関する調査研究を政府として一元的に推進する地震調査研究推進本部、火山調査研究推進本部に提出して地震活動や火山活動の総合的な評価に活用されることとなる。